

北のくらし

一般社団法人 北海道消費者協会

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 TEL(011)221-4217

<http://www.syouhisya.or.jp/>

2025年度定時総会を開催	2
「きらりっぷ」をご存じですか	...2
9月2日に第62回消費者大会	...3
「物価高騰の背景は」代表者会議	..3
チカホで今年も街頭啓発	3
各協会消費者月間報告	4
世代間交流のデジタル教室を開催	5
第1回リーダー研修講座を開催	..5
消費者庁長官がセンター訪問	5
海外の安全基準への適合をうたう	
自転車用ヘルメット	6~7
消費生活相談（ネット通販注文と違う商品／SNS 広告サブリ定期購入）	8



北海道立消費生活センターに来所した新井前消費者庁長官（左）と長島会長＝5月13日、北海道立消費生活センターくらしの教室



協会ホームページ



協会フェイスブック

会員募集中！申し込みは
お近くの消費者協会へ

トッランナー

「消費のないところに生産はありません。また生産のないところに消費はありません」。1961年11月に発足した北海道消費者協会の設立趣意書は、消費と生産による健全な消費者社会づくりを力強く宣言しています。

「消費」「生産」を国語辞典で引くと、生産は「人間生活に必要な品物を作り出すこと」（新明解）。対して、消費は「目的を遂げたり欲望を満たしたりするために、有用なものを、使って無くすこと」（同）と、少し後ろ向きな響きがあるのが気になります。

この二つの言葉、食物連鎖の用語の中でも登場するのはご存じですか。

「食べる」「食べられる」つながりの中で、「生産者」は植物や海藻などを指します。光合成で自ら栄養分を産み出して生きられるためです。一方、植物や海藻を食べる草食動物や魚、それらを食べる肉食動物、人間は「消費者」とされます。他の動植物を食べる（消費する）ことで自分の栄養を補給するからです。

実はこの消費者の中に「分解者」という存在があります。菌類、細菌類などです。ミミズやダニなどが食べて砕いた動物の死骸、フン、落ち葉などを菌類などが分解し、植物の養分を土の中に作り出しているのです。この消費は「使って無くす」のではなく、次につながるものを作り出しています。

振り返ると、私たち人間界の消費者にも、「使って無くす」だけでなく、3R（リデュース、リユース、リサイクル）などの動きが広がっています。流通の最終走者ではありますが、持続可能な行動で、新たな連鎖の始まり＝トッランナーの役割を担える存在と言えるのではないでしょうか。



買い物かご

協会名

武野専務理事退任、後任に嵯峨常務

2025年度定時総会・理事会

北海道消費者協会は6月4日、道立消費生活センターくらしの教室で2025年度定時総会を開催しました＝写真＝。全60協会（委任状16、議決権行使13を含む）が参加し、24年度事業報告、25年度事業計画などの報告を受けた後、決算報告や役員報酬支給規定改正などを承認しました。武野伸二専務理事から辞任の申し出があり、その後の理事会で嵯峨仁朗常務理事を専務理事に選任しました。

このほか、これまで金曜日開催が多かった理事会や代表者会議、消費者大会などの日程について、インバウンド旅行者の増加などで札幌市内のホテルが割高で予約も取りにくいことから、今後は火曜～木曜の開催を原則とする方針を改めて確認しました。



2024年度事業報告（要旨）

2024年度は「消費者が未来を変える」を標題に掲げ、事業を展開しました。物価高騰を受け、米価、灯油価格、JR 運賃値上げに対し緊急要請や意見表明を行いました。デジタル技術を使いこなせなければ新たな消費者問題を生みかねないため、3地域で計20回のスマホ講座を開催し、室蘭では室蘭協会と連携して中学校での学習会を実施しました。インターネットを介した消費者被害防止の啓発にも努めました。

コロナ禍とウクライナ侵攻を契機に海外依存の危うさが露呈し食料自給率の向上が欠かせないことを学び、令和の米騒動では備蓄米の早期放出を求めました。2050年の脱炭素社

会実現には家庭部門の役割が大きく、消費者自身の行動変容を訴えました。情報発信はデジタル時代に合わせてホームページやSNSの活用に加え、より再生回数の多い動画などの工夫をさらに進めます。北海道消費者大会は「ポストコロナ社会の消費者運動～いまと次代を見つめて～」とし、若い世代との連携や新しい消費者運動について考えました。

知ってますか「きりりっぷ」

道産食品独自認証制度

道産食品独自認証制度（きりりっぷ）をご存じですか。この制度は、北海道の豊かな自然環境や高い生産技術を生かして生産される、安全・安心で優れた道産食品を道庁が認証することで、消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図るために推進している制度です。



認証は次の5つの基準について、厳格なチェックを行い、認証後も定期検査を実施しています。①北海道産のこだわり—道内で生産された原材料を使い、道内で製造・加工された食品です。②消費者へのきめ細やかな情報提供—主原材料の生産地や製造方法など、きめ細やかな情報を提供します。③高いレベルの安全確保—食品添加物や化学肥料・農薬の使用量の削減や、北海道HACCP（自主衛生管理認証制度）の概念に基づいた高度な衛生管理が施されています。④優れた個性—特別な原材料や伝統的な生産方法など、食品の持つオリジナリティを評価します。⑤官能検査—消費者と専門家による官能（食味）検査の結果を受け、北海道が認証機関として登録した第三者機関が審査、認証します。

2025年5月末時点で、16事業者、35商品が認証を受けています。認証された食品には「きりりっぷマーク」が表示されています。自然豊かな北海道生まれのこだわりの証です。

9 月 2 日に北海道消費者大会

第62回北海道消費者大会を9月2日（火）に札幌市中央区のかでる2.7（かでるホール）で開催します。

若年者の会員獲得が各地域協会共通の課題となっています。今後の消費者運動の担い手となる若い世代への働きかけを強化し、ともに活動していくために、エシカル消費などをきっかけに活動の意義を知ってもらう必要があります。

本年度は「次代へつなぐ消費者運動 未来へバトンを」を大会のテーマとしたいと思います。基調講演は、消費者教育支援センター理事・首席主任研究員の柿野成美氏を予定しています。他のパネリストなどは現在調整中です。問い合わせは総務・組織連携グループ（電話011-221-4217）へ。

物価高と消費者行動を考える

消費者運動代表者会議

本年度第1回目の代表者会議を7月8日、道立消費生活センターを会場に、リモートとのハイブリッド形式で行いました。

「物価高騰と消費行動」と題し、北海道大学大学院経済学研究院の橋本努教授が講演＝写真＝。



騰が続き、家計を圧迫しています。その背景は何か、私たち消費者はどうしたらよいのか。行動経済学の専門家からお話ししてもらいました。橋本教授は、米離れが起きかねない中で、米高騰で大変な子育て世代の支援が大切と強調しました。

情報交換会では、4年制の消費者大学の開設（函館）、賛助会員に法人加入の働きかけを行ったこと（栗山）などが報告されました。

ほくとくん、しろくまも一役



消費者被害防止訴え街頭啓発

道協会は消費者月間中の5月27日、札幌駅前通地下歩行空間で街頭啓発「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を実施しました。午前10時30分から午後4時までに1,010人が来場しました。

北海道の協力を得て特殊詐欺の電話がどのようにかかってくるのか、その手口を紹介。詐欺防止機能のついた電話の説明コーナーでは、多くの来場者が職員の説明に耳を傾けていました。

ステージイベントでは、札幌消費者協会の「劇団来楽（ライラック）」による寸劇や「消費者力アップデートクイズ」にたくさんの方が集まりました。道立センターのエシカルクイズに193人が挑戦し、パネルにシールを貼って解答しました。

北海道警察マスコットキャラクター「ほくとくん」と札幌市消費者センター啓発キャラクター「しろくま」が登場し、イベントを盛り上げました＝写真＝。

（消費者月間中の地域協会の取り組みは4面に掲載しています）

地域協会の新会長紹介

昨年の道協会総会以降に就任した地域協会の会長3人を紹介します。

【阿寒】三嶋榮子さん【深川】藤川ツヤ子さん【根室】荒関恵美子さん

明日の地球を救うため

消費者月間 各地で取り組み

本年度の消費者月間（5月）は、「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」をテーマに、全道の地域消費者協会もさまざまな取り組みを行いました。

~~~~~

恵庭協会では市内の中学・高校校長会の協力のもと、学生服のリユース事業を行っています＝写真＝。5月は3校14点の制服を受け入れました。特にきょうだいがいる家庭から大変喜ばれました。



釧路協会は5月26日、約6時間のバス研修を行い、30人が参加しました。産業廃棄物ゴミ処理場や市資源リサイクルセンターを見学。参加者からは「資源ゴミの多さに驚いた」という声が上がっていました。

留萌協会は同30日、広報車による街頭広報宣伝を行い、市内約20kmを走行しながら「地球と環境を大切に」と呼びかけました。

下川協会は同21日、町障がい者支援施設の山びこ学園と協力し、「まちカフェ」を開催。山びこ学園児童の作品の販売と、下川協会のPR、エシカルな消費行動の普及啓発を行いました。

砂川協会は同18日に市のイベントである「緑と花の祭典」の会場で、来場者約150人に詐欺防止などに関する啓発グッズを配布しました。

上砂川協会は同26日、介護予防運動教室、町保養所、町営団地で啓発活動を行いました＝写真＝。



美幌協会は同10日に約150人の町民を対象に大型スーパー3店舗の前で街頭啓発を実施＝写真＝。啓発資料を受け取っ



た町民から「何かあったら、すぐセンターに電話します」という反応がありました。

室蘭協会は同30日、道室蘭工業高校前で下校中の生徒約100人に啓発活動を行いました。「契約や美容エステのトラブルに気をつけてください」と声掛けすると、生徒たちは足を止めて話を聞いていました。

このほか、滝川、札幌、恵庭、千歳、北広島、小樽、北見、網走、帯広、音更町、芽室、中札内、釧路、阿寒、根室、中標津町の各協会はパネル展を実施しました。

学生服リユース／ゴミ処理場見学／エシカル消費訴え／高校前で呼びかけ

## 中学生と高齢者が共に学ぶ

### デジタル消費者教育講座

デジタル社会が進む中で必要な知識や消費者被害などについて中学生と高齢者が一緒に学ぶ講座が3月14日、室蘭市立港北中学校で開かれました＝写真＝。室蘭協会と道協会が主催した初めての試みで、市と市教委なども協力しました。



中学生46人と地域の高齢者30人が参加し、道協会の道高真理・デジタル推進担当部長が講師を務めました。講師から電子商取引上の注意などの問い掛けに、中学生たちは大人たちと意見交換などをしながらパソコンで回答。「デジタルトラブルのない理想のまち」についても話し合いました。気軽に声を掛け合いながら世代を超えた交流を通じトラブル対策を学びました。参加した子供たちは「シニアの方と話せて楽しかった」などと答えていました。

同様の授業は6月3日、札幌市立北辰中学校でも開かれました。

### 第1回リーダー研修講座開催

本年度第1回の消費生活リーダー研修講座を6月20日、道立消費生活センターで開催しました。午前は、同センター相談支援グループの斎藤清美主査が「最近の消費生活相談から」、商品テストグループの三田寿江主任技師が最近のテスト結果について講演しました。

午後は、北海道消費生活コンサルタントクラブ会長の棚川伊知郎氏が「ヒグマやエゾシ

カなどとの共生～消費者が知り、行動すべきこと～」と題し講演しました＝写真＝。棚川氏は、増加しているエゾシカについて「栄養



価の高いエゾシカ肉をぜひ食べてほしい」と訴えました。

## 新井消費者庁長官が来訪

新井ゆたか消費者庁長官（7月1日退職）が5月13日、道立消費生活センターを訪れました。同センターの指定管理者である北海道消費者協会の長島博子会長のほか消費生活相談員らが出席し、約50分間にわたり意見交換しました。

新井長官は「皆さんが一件一件受けていただいてる消費生活相談があつての消費者庁だと思います」と述べました。相談現場の声を直接、消費者庁へ届ける大変有意義な機会となりました。



道協会の長島会長らと意見交換する新井消費者庁長官（左）

## 米、乳製品の消費拡大事業実施

道協会は、北海道米販売拡大委員会とホクレンの委託を受け、北海道米と牛乳・乳製品の消費拡大事業を今年も実施します。北海道米は20協会（申し込み29）、牛乳・乳製品は35協会（申し込み35）に決定しました。



# 海外の安全基準への適合をうたう自転車用ヘルメット



## — 国民生活センターのテスト（抜粋） —



2023年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となっています。国内の大手インターネット通信販売サイトでは、自転車用ヘルメットとしてCE（EN1078）など海外の安全基準への適合をうたう商品が複数販売されていますが、基準への適合が疑わしいものもあり、適合していない場合は景品表示法上の優良誤認にあたるおそれがあると考えられます。2024年12月12日には、販売する自転車用ヘルメットの性能が表示どおりではなかったとして、消費者庁が販売事業者に対し、景品表示法に基づく措置命令（優良誤認）を行いました。

そこで、こうした海外の安全基準への適合をうたう自転車ヘルメットについて、国民生活センターが性能を調査し消費者に情報提供、注意喚起を行っています。

### 自転車用ヘルメットの規格・基準等について

#### 【国内の状況】

現在、国内に自転車用ヘルメットについての公的な規格・基準はなく、自転車用ヘルメットとしての販売に関する規制はありません。

任意の基準としては、一般財団法人製品安全協会のSGマーク、公益財団法人日本自転車競技連盟のJCFマークといったものがあります。他方、自治体によっては自転車用ヘルメットの購入に対して費用の助成が行われており、これら自治体では助成対象とするヘルメットの条件として、規格・基準（SG、JCF、CE、CPSCなど）を満たしているものであることが一般的です。

#### 【国外の状況】

EUでは身体保護用具としてCEマーキング（EUで販売される指定の製品がEUの基準に適合していることを示すマーク）の対象製品（EN1078）に、アメリカ合衆国では

CPSCが米国消費者製品安全法に基づいて指定する対象製品（16 CFR Part 1203）となっています。いずれの基準も、ヘルメットの衝撃吸収性、脱げにくさ、あごひもの強度、表示などを定めており、基準を満たさないものは地域内で流通させることができません。

### 相談事例

- ・カタログ通販でCEマーク付きの自転車用ヘルメットを購入したが半年も経たないうちに、あごひものが切れた。安全性に問題があると思う。
- ・自転車用ヘルメットをネット通販で注文したが、広告通りの安全認証の表示がなく、助成金が受け取れない。返品可能か。

### テスト対象品

インターネット通信販売の大手ショッピングモールで上位に表示された商品のうち、自転車乗車時に使用できる旨の記載がみられ、かつ海外の安全基準への適合をうたっていた6銘柄をテスト対象銘柄としました。これらの銘柄はいずれも、EN1078への適合をうたっていたため、以下のテストでは同基準（EN1078:2012+A1:2012）に基づき、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示を調べました。

### テスト結果

- 3銘柄が、衝撃吸収性能について、EN1078の衝撃加速度の基準を大きく超過していました。
- 3銘柄が、保持装置（あごひも）の強さについて、EN1078の伸びの基準を大きく超過していました。
- 2銘柄が、保持装置の性能（脱げにくさ）について、EN1078の基準を満たしていま

せんでした。

- EN1078で全ての定められた項目（サイズ、製造時期など）を表示していた銘柄はありませんでした。

### 消費者へのアドバイス

- ・ 自転車用ヘルメットを選択する際には、SG マーク、JCF マークなど、自転車用としての安全性に係る基準等への適合が確認されているマークが表示されているものを選びましょう。なお、CE マークは、EN1078が自転車用ヘルメットの基準となり、EN812は自転車用ヘルメットの基準ではありません。これらの点も確認し、不明点があれば販売元に確認するとともに、万一問題が発生した時のため、問い合わせ先をあらかじめ確認しておくようにしましょう。
- ・ 今回調査を行った EN1078への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。また、衝撃吸収層を備えていない構造の商品は、衝撃吸収性が基準の性能を満たさない可能性が高いことが分かりました。商品を選択する際には、ヘルメットの

衝撃吸収性や保持装置の強さ、性能を見分けるため、マーク表示に加え、基準を満たさないヘルメットの外観や構造の特徴を確認しましょう。すでにお持ちの商品についても構造を確認し、不明点があれば販売元に確認しましょう。

※詳細は国民生活センターのホームページを参照ください。



写真：テスト対象銘柄

### 【自転車用ヘルメットを選ぶポイント】

★ヘルメットは、安全が確認されたマーク表示があるものを使用しましょう。

※CPSCなど、他にも安全基準が存在します。



JISマーク



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク



CEマーク  
(EN1078)

★以下の特徴が1つでも当てはまると、安全に関する規格・基準を満たしません。



## ネットで高圧洗浄機を注文したが… 注文した有名メーカーではなかった

**問** 先日、ネット広告を見て1万5千円の高圧洗浄機を1台注文した。代引き配達で商品が届いたので開封したところ、注文したメーカーではない商品が3台入っていた。販売業者の連絡先は分からず、送り状には配送代行業者名と電話番号が記載されている。返金してほしい。（70代 男性）

**答** インターネットなどを利用して商品を購入する通信販売は、特定商取引法で広告規制があり、事業者は商品の価格や送料、支払時期や方法、商品の引き渡し時期、解約・返品可否や可能な場合の条件（返品特約）などを表示する義務があります。解約や返品に関しては原則、返品特約などの表示に従うことになりますが、表示に問題があるような場合は、契約の取り消しなど



## 消費生活相談

を求めて事業者と話し合うことになります。

相談者に、販売業者の連絡先が不明であれば、送り状に記載されている配送代行業者に商品の状況を伝えて、返品と返金を申し出るよう伝えました。後日相談者から、「配送代行業者に電話がつながり話をしたところ、返金に応じ返品は不要と言われた。数日後に代引き手数料等を差し引き、現金書留で返金された」と報告がありました。

このほかにも、「ネット通販で注文したが、商品が届かず事業者と連絡が取れない」との相談も寄せられています。苦情が寄せられる通販サイトは、市場では希少なものが入手可能となっていたり、ブランド品が通常より極端に安かったり、事業者の電話番号や住所等が明確に表示されていなかったりといった特徴が見受けられます。また、公式通販サイトにそっくりな偽サイトにも注意しましょう。

## SNS広告を見てお試しサプリメント注文 2回目が届いて定期購入だと分かった…

**問** SNSの広告を見てサプリメントを注文しようと思い画面を進めていくと、お試しの安い価格が適用になるとのクーポンが表示され、申し込んだ。商品が届き飲んでいたら、再度同じ商品が届いたので販売業者に問い合わせたところ、「4回縛りの定期購入コースに申し込んでいたので、返品には応じない。4回購入後に解約するように」と言われた。定期購入と分からなかったの、解約してほしい。（50代 男性）

**答** 特定商取引法の通信販売は広告規制がありますが、定期購入契約の場合は、各回の数量や価格だけでなく、総分量や支払

総額等もわかりやすく表示する必要があります。

当センターから販売業者に連絡を取り、注文の途中でクーポンが出て、気付かないうちに



当初の契約条件から変更になった可能性があること等を伝えたところ、「定期購入の表示はしていたが、今回特別に3回目からの解約に応じる」との提案がありました。

相談者がこれに同意したため、相談を終了しました。

ネットだけでなくテレビショッピング等の他の通信販売についても、定期購入が条件ではないか、解約や返品はできるのかななどをよく確認しましょう。

北海道立消費生活センター  
相談専用電話

一人で悩むより…

TEL 050-7505-0999